

〈日弁連仮訳〉

市民的及び政治的権利に関する国際規約

2014年8月20日

自由権規約委員会

第6回日本定期報告審査にかかる総括所見*

1. 委員会は、2014年7月15日及び16日に開催された第3080回及び第3081回会合 (CCPR/C/SR.3080 and CCPR/C/SR.3081)において、日本政府により提出された第6回定期報告 (CCPR/C/JPN/6)を検討した。委員会は、2014年7月23日に開催された第3091回及び第3092回会合 (CCPR/C/SR.3091、CCPR/C/SR.3092)において、以下の総括所見を採択した。

A. 序論

2. 委員会は、日本による第6回定期報告の提出及びその中で提供された情報を歓迎する。委員会は、締約国が報告の対象となる期間中において規約を履行するために講じた措置について、締約国の代表団と建設的な対話を改めて行う機会を持てたことに謝意を表明する。委員会は、締約国のリストオブイシューズ [質問事項] に対する書面による回答 (CCPR/C/JPN/Q/6/Add.1)及び代表団により口頭で補充された追加情報並びに書面により提供された追加情報について感謝している。

B. 肯定的側面

3. 委員会は、締約国により以下の立法上及び制度上の措置がとられたことを歓迎する。
- (a) 2009年12月に人身取引対策行動計画が策定されたこと。
 - (b) 2010年12月に第三次男女共同参画基本計画が承認されたこと。
 - (c) 2012年に、公営住宅法が改正され、これによって公営住宅制度から同性カップルが排除されなくなったこと。
 - (d) 2008年に国籍法が改正され、2013年に民法が改正されて、婚外子に対する差別規定が削除されたこと。
4. 委員会は、締約国が以下の国際文書を批准したことを歓迎する。
- (a) 強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約 (2009年)
 - (b) 障害者の権利に関する条約 (2014年)

* 自由権規約委員会第111会期 (2014年7月7日～25日) 採択

C. 主要な懸念事項と勧告

これまでの総括所見

5. 委員会は、締約国の第4回及び第5回の定期報告の審査後になされた勧告の多くが履行されていないことに、懸念を有する。

締約国は、委員会が今回及びこれまでの総括所見において採択した勧告を実施すべきである。

国内裁判所による規約上の権利の適用可能性

6. 委員会は、締約国によって批准された条約が国内法としての効力を有していることは認められるものの、規約の下において保護される権利が裁判所で適用されたケースが限られていることに懸念を有する（第2条）。

委員会は、前回の勧告（CCPR/C/JPN/CO/5、para. 7）を繰り返し、締約国に対して、規約の適用と解釈が、下級審を含むすべての審級において、弁護士、裁判官及び検察官に対する専門的訓練の中に組み入れられることが確保されるよう求める。締約国は、また、規約の下において保護される権利の侵害に対する被害回復のための効果的な手段をも確保すべきである。締約国は、個人通報制度を規定する選択議定書への加入を検討すべきである。

国内人権機関

7. 委員会は、人権委員会法案の2012年11月の廃案以来、統合的な国内人権機関を設立するために締約国が何らの進展を見せていないことに、遺憾の意を表明する（第2条）。

委員会は、前回の勧告（CCPR/C/JPN/CO/5、para. 9）を想起し、締約国に対して、人権の促進と保護のための国内機関に関する諸原則（パリ原則）（総会決議48/134、附属文書）に沿って、人権に関する幅広い権限を持ち、政府から独立した国内人権機関を設立することを再考し、それに対して十分な財政的及び人的な資源を提供するよう勧告する。

ジェンダー平等

8. 委員会は、女性に離婚後6か月間の再婚を禁止し、男性と女性とで異なる婚姻最低年齢を設けている民法の差別的条項の改正を、「婚姻制度や家族制度の基本的考え方に影響を及ぼし」かねないことを理由に、締約国が拒絶し続けていることに懸念を有する（第2条、第3条、第23条及び第26条）。

締約国は、家庭内及び社会における女性と男性の役割に関する固定観念が、法の下での平等に対する女性の権利を侵害していることを正当化するために利用されないことを確保すべきである。それゆえ、締約国は、これに従って民法を改正するよう緊急の行動をとるべきである。

9. 委員会は、第三次男女共同参画基本計画の採択を歓迎するが、他方において、女性が

政治的役割を果たすことが乏しいことに鑑みると、上記計画は限定的な効果しか有していないことに懸念を有する。委員会は、部落の女性を含むマイノリティの女性が政策決定の立場に参画する点についての情報が欠如していることを遺憾に思う。女性がパートタイムの労働力の70%を占め、また、平均すると同等の仕事について男性が受け取る給与の58%しか得ていないという報告に懸念を有する。委員会は、また、セクシュアル・ハラスメント及び妊娠・出産による女性の解雇に対する制裁措置が欠如していることについて懸念を有する（第2条、第3条及び第26条）。

締約国は、第三次男女共同参画基本計画の進捗状況について効果的な監視及び評価をして、たとえば政党についてクォータ制を制定法で設けるなど、暫定的な特別措置をとることを含めて、公的な部門における女性の参画を増加させるために迅速な行動をとるべきである。締約国は、部落の女性を含む、マイノリティの女性の政治的参加を評価し支援するための具体的な措置をとり、女性をフルタイムの労働者として採用することを促進し、かつ、男女の賃金格差を解消する努力を倍加すべきである。締約国は、また、セクシュアル・ハラスメントを刑事犯罪とし、妊娠・出産に基づく不公正な取扱いを禁止し、適切な罰則をもって制裁を科すよう、必要な立法的措置を講じるべきである。

ジェンダーに基づく暴力及びドメスティック・バイオレンス

10. 委員会は、前回の勧告にもかかわらず、締約国が、刑法における強姦の定義の範囲を拡大すること、性的同意年齢を13歳を超える年齢に設定すること、及び強姦罪や他の性犯罪を非親告罪とすることについて、何ら進展させていないことを遺憾に思う。委員会は、また、ドメスティック・バイオレンスが依然として蔓延しており、保護命令発令までの手続に時間がかかりすぎること、かつ、この罪で処罰される加害者の数が非常に少ないことについて、懸念をもって留意する。委員会は、同性カップル及び移住女性に対して提供される保護が十分ではないという報告に接し、懸念を有する（第3条、第6条、第7条及び第26条）。

前回の勧告(CCPR/C/JPN/CO/5, paras 14 and 15)に従って、締約国は、第三次男女共同参画基本計画に記載されているとおり、強姦やその他の性犯罪については告訴がなくても起訴すること、これ以上遅滞させることなく性的行為同意年齢を引き上げること、また、強姦罪の構成要件を見直すことなど、具体的な行動をとるべきである。締約国は、同性カップル間も含めて、ドメスティック・バイオレンスのすべての告知について徹底した捜査がなされ、加害者が訴追され、有罪の場合には適正な制裁で処罰されること、また、緊急保護命令を与え、かつ、性暴力の被害者である移住女性が在留資格を失うことを防ぐことなどによって、被害者が十分な保護を受け得ることを確保する努力を強化すべきである。

性的指向及び性同一性に基づく差別

11. 委員会は、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル及びトランスジェンダーの人々に

対する社会的ハラスメントとスティグマの付与〔レッテル貼り又は烙印付け〕の報告について、並びに、自治体が運営する住宅制度から同性カップルを排除する差別的規定について、懸念を有する（第2条及び第26条）。

締約国は、性的指向及び性同一性を含む、あらゆる理由による差別を禁止する包括的な反差別法を採択し、かつ、差別の被害者に対して効果的で適切な救済を提供すべきである。締約国は、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル及びトランスジェンダーの人々に対する固定観念や偏見と闘うための意識啓発活動を強化し、これらの人々に対するハラスメントの申立てを調査し、かかる固定観念、偏見及びハラスメントの防止のために適切な措置をとるべきである。締約国は、また、自治体レベルで公的に運営されている住宅サービスに関して、同性カップルに対して適用されている資格基準に残されている制限を取り除くべきである。

ヘイトスピーチ及び人種差別

12. 委員会は、韓国・朝鮮人、中国人又は部落民などのマイノリティグループの構成員に対する憎悪及び差別を扇動している広範囲に及ぶ人種差別主義的な言説並びにこれらの行為に対する刑法及び民法における保護が十分ではないことに懸念を表明する。委員会は、また、過激論者によるデモが許可されて頻繁に行われていること、外国人の生徒・学生を含むマイノリティに対する嫌がらせと暴力が行われていること、さらには民間の施設において「ジャパニーズ・オンリー（日本人以外お断り）」などと書かれた標示が公然と掲げられていることについて、懸念を表明する（第2条、第19条、第20条及び第27条）。

締約国は、差別、敵意又は暴力を扇動する人種的な優越性又は憎悪を唱道するあらゆる宣伝を禁止し、かつ、そのような宣伝を広めるためのデモを禁止すべきである。締約国は、また、人種差別主義に反対する意識向上活動のために十分な資源を割り当て、裁判官、検察官及び警察官がヘイトクライムや人種差別主義的な動機に基づく犯罪を発見することができるように研修させることを確保する努力を強化すべきである。締約国は、また、人種差別主義者による攻撃を防止し、かつ、加害行為の嫌疑者が徹底的に捜査を受け、起訴され、そして有罪の場合には、適切な制裁をもって処罰されることを確保するため、あらゆる必要な措置をとるべきである。

死刑制度

13. 委員会は、19の死刑相当犯罪のうちいくつかは、死刑を「最も重大な犯罪」にのみ限るとする規約の要件を満たしていないこと、死刑確定者がいまだに死刑執行まで最長で40年の期間、独居拘禁下に置かれていること、死刑確定者もその家族も事前に死刑執行日の告知を受けていないことについて、依然として懸念を有する。委員会は、さらに、死刑確定者とその弁護士との面会の秘密性が保障されていないこと、死刑執行に直面する人が「心神喪失状態」にあるか否かを判断するための独立の精神鑑定が行われていないこと、

再審請求または恩赦の申請には死刑執行を停止する効力がなく、かつ、実効性がないことに留意する。その上、袴田巖の事件を含むさまざまな事案において、強要された自白の結果、死刑が科されてきたという報告は、懸念される事項である（第2条、第6条、第7条、第9条及び第14条）。

締約国は、下記の行動をとるべきである。

- (a) 死刑の廃止を十分に考慮すること、あるいはその代替として、死刑を科しうる犯罪の数を減少させて、生命の喪失を引き起こす最も重大な犯罪に限ること。
- (b) 死刑確定者とその家族に対して、死刑執行の予定される日時を合理的な余裕をもって事前告知することによって、また、死刑確定者に対して、最大限の例外的な事情があつて、かつ、厳格に制限された期間である場合を除き、独居拘禁を課さないことによって、死刑確定者の収容体制が残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰とならないことを確保すること。
- (c) とりわけ、弁護側にすべての検察側資料への全面的なアクセスを保障し、かつ、拷問または不当な取扱いによって得られた自白が証拠として用いられないよう確保することによって、誤った死刑判決に対する法的なセーフガードを速やかに強化すること。
- (d) 委員会の前回の総括所見（CCPR/C/JPN/CO/5、para. 17）に照らして、死刑事件においては（上訴審による）再審査を義務的かつ実効性のあるものとし、また再審または恩赦の申請に執行停止効を持たせ、かつ、死刑確定者とその弁護士との間における再審請求に関するすべての面会の厳格な秘密性を保障すること。
- (e) 死刑確定者の精神上の健康に関する独立した審査制度を設けること。
- (f) 死刑の廃止を目指して、規約の第二選択議定書への加入を検討すること。

性奴隷としての「慰安婦」

14. 委員会は、一方で、「慰安婦」は戦時中、日本軍によって「強制的に連行」されたのではなかったとしながら、他方では、慰安所のこれらの女性たちの「募集、移送及び管理」は、軍又は軍のために行動した組織によって、強圧や脅迫によって、本人たちの意に反して行われた事例が数多くあったとする、締約国の矛盾した主張に対して懸念を有する。委員会は、被害者の意思に反して行われたこのようないかなる行為も、締約国の直接的な法的責任をもたらす人権侵害とみなすに十分であると考えている。委員会は、また、公人によるものや締約国の曖昧な態度によって触発された者によるものを含め、元「慰安婦」の社会的評価に対する攻撃によって、彼女たちが再被害を受けていることについて懸念を有する。委員会は、被害者によって日本の裁判所に提起されたすべての損害賠償請求が棄却され、また、加害行為者に対する犯罪捜査及び刑事訴追を求めるあらゆる告訴・告発が時効を理由として拒絶されたという情報に留意する。委員会は、この状況は、過去の人権侵害の被害者にとって利用可能な効果的救済策が欠如していることを示しているだけでなく、現在

も被害者に対する人権侵害が進行中であることを示すものであると考える(第2条、第7条及び第8条)。

締約国は、以下の事項を確保するため、即時かつ効果的な立法的及び行政的な措置をとるべきである。

- (a) 戦時中、「慰安婦」に対して日本軍が犯した性奴隷又はその他の人権侵害に対するあらゆる訴えは、効果的かつ独立、公正に捜査され、加害行為者は訴追され、有罪の場合には処罰されること。
- (b) 被害者とその家族の司法へのアクセス及び完全な被害回復。
- (c) 利用可能な全証拠の開示。
- (d) 教科書における十分な記述を含む、この問題に関する生徒・学生及び一般市民の教育。
- (e) 公式な謝罪を表明すること及び締約国の責任の公的な承認。
- (f) 被害者を侮辱し又は事件を否定するあらゆる試みの糾弾。

人身取引

15. 委員会は、締約国の人身取引に対する取組を評価するが、他方では人身取引が根強く続いていること、加害行為者に拘禁刑が科される件数が少ないこと、強制労働を課したことによって裁判にかけられた者がいないこと、被害者認定が減少していること、及び被害者に付与される支援が不十分であることについて引き続き懸念を有する(第8条)。

前回の総括所見(CCPR/C/JPN/CO/5, para. 23)に従って、締約国は、下記の行動をとるべきである。

- (a) 特に強制労働の被害者について、被害者認定手続を向上させること、また、労働基準監督官を含むすべての法執行者に対して専門的な訓練を提供すること。
- (b) 加害行為者を精力的に捜査し、かつ、訴追し、有罪の場合には、行為の重大性に見合う刑罰を科すこと。
- (c) 通訳サービス及び損害賠償請求のための法的支援を含めて、現行の被害者保護の措置を向上させること。

技能実習生制度

16. 委員会は、外国人技能実習生に対する労働法の保護を拡充する法制度の改正にもかかわらず、技能実習生制度の下において、性的な虐待、労働に関連する死亡、強制労働にもなりかねない労働条件に関する報告が多く存在することに、懸念をもって留意する(第2条及び第8条)。

前回の総括所見(CCPR/C/JPN/CO/5, para. 24)に従って、締約国は、低賃金労働力の雇入れではなく、現在の制度を能力開発に焦点を当てた新しい制度に置き代えることを真剣に検討すべきである。他方、締約国は、事業場への立入調査の回数を増やし、独立した

苦情申立制度を設立し、労働者の人身売買及びその他の労働法違反事案を効果的に調査し、起訴し、かつ、制裁を科すべきである。

強制入院

17. 委員会は、多数の精神障害者が極めて緩やかな要件の下で強制入院を余儀なくされ、かつ、自らの権利侵害に対して異議申立てをする効果的な救済手段を利用できないこと、また、代替サービスの欠如により入院が不要に長期化していると報告されていることに懸念を有する（第7条及び第9条）。

締約国は、下記の行動をとるべきである。

- (a) 精神障害者に対して、地域に基盤のあるサービス又は代替のサービスを増やすこと。
- (b) 強制入院は、最後の手段としてのみ課せられ、必要最小限の期間に限って、かつ、本人を危害から守り又は他者を害することを防止する目的のために必要かつ相当な時にのみ行われることを確保すること。
- (c) 精神障害者の施設に対して、虐待を効果的に捜査し、制裁を科し、かつ、被害者及びその家族に対して賠償を提供することを目的として、効果的かつ独立した監視及び報告体制を確保すること。

代替収容制度（代用監獄）と強制された自白

18. 委員会は、締約国が、利用可能な資源が不足していること及びこの制度が犯罪捜査にとって効率的であることを理由として、代用監獄の使用を相変わらず正当化していることを遺憾とする。

委員会は、起訴前に、保釈の権利がないこと、また国選弁護人の援助を受ける権利がないことが、代用監獄において強制的な自白を引き出す危険を強めていることを依然として懸念する。

委員会は、その上さらに、尋問行動について厳格な規則が存在しないことに懸念を表明し、2014年の「改革プラン」（訳者注—2014年7月9日法制審議会新時代の刑事司法特別部会「新たな刑事司法制度の構築についての調査審議の結果」を指す）において提案されている取調べのビデオ録画の義務付けられた範囲が限られたものであることを遺憾とする（第7条、第9条、第10条及び14条）。

締約国は、代替収容制度を廃止するためにあらゆる手段を講じること、すなわち、特に下記の事項を保障することによって、規約第9条及び規約第14条におけるすべての保障の完全な遵守を確保しなければならない。

- (a) 起訴前の拘禁中に、保釈など、勾留に代わる措置を、当然考慮すること。
- (b) すべての被疑者が身体拘束の瞬間から弁護人の援助を受ける権利を保障され、かつ、弁護人が取調べに立ち会うこと。
- (c) 尋問の方法、尋問継続時間の厳格なタイムリミットと完全なビデオ録画を定める立法

措置がされなければならない。

(d) 都道府県公安委員会から独立し、かつ、取調べ中に行われた拷問や不当な取扱いの申立てについて迅速、不偏公平かつ効果的に調査する権限を持つ不服審査のメカニズムに向けた見直し。

難民申請者及び非正規滞在者の退去強制と収容

19. 委員会は、退去強制手続中における虐待に関する複数の報告事例について懸念を表明する。結果として、2010年には1人が死亡している。委員会は、また、出入国管理及び難民認定法の改正にもかかわらず、ノンルフールマン原則が実際のところ効果的に履行されていないことについて、懸念を表明する。委員会は、さらに、難民不認定処分に対して執行停止の効力を有する独立した異議申立ての制度を欠いていること、及び十分な理由の開示もなく、かつ、収容決定に対する独立した再審査もないまま、行政による収容が長期化していることに懸念を有する（第2条、第7条、第9条及び第13条）。

締約国は、下記の行動をとるべきである。

- (a) 退去強制手続の過程において、外国人が不当な取扱いの対象とされないことを保障するために、あらゆる適切な措置を講じること。
- (b) 国際的な庇護を求めているすべての人が、庇護の認定及びノンルフールマンに関する公正な手続に対するアクセスを与えられ、かつ、難民不認定処分に対して執行停止の効力を有する独立した異議申立手続に対するアクセスが与えられることを確保すること。
- (c) 収容は最も短い適切な期間内において行われ、かつ、行政収容以外の既存の代替措置が適正に考慮された場合においてのみ行われることを確保し、並びに、移住者が裁判所に対して訴えを提起し、自らの収容の合法性について審査を求めることができることを確保するための手段を講ずること。

ムスリムに対する監視

20. 委員会は、法執行官によるムスリムに対する監視活動が広く行われているという報告について、懸念を有する（第2条、第17条及び第26条）。

締約国は、下記の行動をとるべきである。

- (a) 法執行官に対して、異文化の理解、及び、法執行官によるムスリムに対する広範な監視活動を含む人種に基づく人物特定の非許容性について、研修すること。
- (b) 濫用があった場合に、被害を受けた人々が効果的な救済手続を与えられることを確保すること。

拉致及び強制による改宗離脱

21. 委員会は、新興宗教への改宗者に対して、その家族の構成員が改宗離脱のために本

人を拉致・監禁しているという報告について懸念を有する（第2条、第9条、第18条、第26条）。

締約国は、すべての人に対し、自らの宗教若しくは信条を保持し、又はこれを選択する自由を強制的に侵害されない権利を保障するため、効果的な措置をとるべきである。

「公共の福祉」を理由とする基本的人権の制限

22. 委員会は、「公共の福祉」の概念が曖昧かつ無限定であり、かつ、規約(第2条、第18条及び第19条)の下で許容される制約を超える制限を許容する可能性があることについて、繰り返し懸念を表明する。

委員会は、前回の総括所見(CCPR/C/JPN/CO/5, para. 10)を想起し、かつ、締約国に対して、規約第18条第3項及び第19条に定める厳格な要件を満たさない限り、思想、良心、宗教の自由又は表現の自由を享受する権利に対して、いかなる制限も課すことを差し控えるよう、強く求める。

特定秘密保護法

23. 委員会は、近年国会で採決された特定秘密保護法が、秘密指定の対象となりうる事項の定義が曖昧かつ広汎であること、秘密指定の要件が漠然としていること、及びジャーナリストや人権活動家の活動に対して萎縮効果をもたらしかねない重い刑罰が規定されていることに懸念を有する（第19条）。

締約国は、特定秘密保護法とその運用が、規約第19条の厳格な要件に合致することを確保するため、あらゆる必要な措置をとるべきであり、特に次の事項を保障すべきである。

(a) 特定秘密に指定され得る情報のカテゴリーが狭く定義されること、かつ、情報を求め、受け及び伝える権利に対するいかなる制約も、国家安全保障に対する特定かつ同定可能な脅威を防止するためのものであって、法定性、比例性及び必要性の原則に合致するものであること。

(b) 何人も、国家安全保障を害することのない正当な公共の利益にかなう情報を拡散・頒布したことについて罰せられないこと。

福島原子力災害

24. 委員会は、福島において締約国が設定した公衆の許容被ばく限度が高いものであること、及び避難区域の一部が解除される決定がなされたことによって、人々が放射能で高度に汚染された地域に帰還する以外の選択肢を与えられないことに懸念を有する(第6条、第12条及び第19条)。

締約国は、福島原発災害によって影響を受けた人々の生命・生活を保護するためあらゆる必要な措置を講じ、かつ、放射線のレベルが住民にリスクをもたらさない場合に限り、汚染区域として指定されていた避難区域の指定を解除すべきである。締約国は、放射線量

のレベルを監視し、かつ、このような情報を時機にかなった方法において、原発災害の影響を受けている人々に開示すべきである。

体罰

25. 委員会は、体罰が学校において明文で禁止されているだけであって、これが蔓延し、社会的にも受け容れられていることに対し懸念を表明する（第7条及び第24条）。

締約国は、適切な場合は立法手段を通じて行うことを含めて、あらゆる場面において体罰を止めさせるため実地的な措置をとるべきである。締約国は、体罰に代わるものとして非暴力的な形態の懲戒を奨励すべきであり、かつ、体罰の有害な効果について認識を向上させるために広報宣伝活動を実施すべきである。

先住民

26. 委員会は、アイヌ民族を先住民集団として認めたことを歓迎するが、琉球・沖縄に対する認知の欠如並びにこれらの集団の伝統的土地と資源の権利又はその子どもたちが自らの言語で教育を受ける権利の欠如に関して懸念を有することを繰り返す（第27条）。

締約国は、立法改正によってアイヌ、琉球・沖縄のコミュニティの伝統的な土地及び天然資源に対する権利を全面的に保障し、これらの人びとに影響を及ぼす政策につき自由かつ事前に情報を与えられた上で参画する権利を尊重することを確保し、また、可能な範囲において、その子どもたちのための自らの言語による教育を促進するために、さらなる措置をとるべきである。

27. 締約国は、規約、第6回定期報告の内容、委員会によって作成された質問事項に対する回答書及びこの総括所見を司法、立法及び行政当局、国内において活動する市民団体及び非政府組織（NGO）並びに一般公衆に広く普及させるべきである。

28. 委員会の手続規則第71条第5項に従い、締約国は、1年以内に上記第13項、第14項、第16項及び第18項においてなされた委員会の勧告の実施に関する情報を提供すべきである。

29. 委員会は、締約国に対して、2018年7月31日を提出期限とする次回定期報告に、すべての勧告の実施状況及び規約全体に関する具体的かつ最新の情報を提供するよう要請する。委員会は、また、締約国に対して、次回定期報告を作成するに際しては、国内において活動する市民団体及びNGOと広く協議するよう要請する。